

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成19年11月8日(2007.11.8)

【公表番号】特表2007-510499(P2007-510499A)
【公表日】平成19年4月26日(2007.4.26)
【年通号数】公開・登録公報2007-016
【出願番号】特願2006-539475(P2006-539475)
【国際特許分類】

A 6 1 M 5/158 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/14 3 6 9 T

【手続補正書】
【提出日】平成19年9月12日(2007.9.12)
【手続補正1】
【補正対象書類名】明細書
【補正対象項目名】0034
【補正方法】変更
【補正の内容】
【0034】

新たな実施形態では、キャップ170及びノ又はハウジング110に、不正開封シールを提供できるように形成し、キャップ170が事前にハウジング110から取り外されたときを判断できる。例えば、図50～図52に示す装置100'の新たな実施形態で、不正開封帯178を示す。不正開封帯178は、図50に示すように、キャップ170と一体とされるタブ179を有している。キャップ170がハウジング110から取り外されると(例えば、キャップ170のねじ山部514がハウジング110のねじ山部512から取り外されると)、図51に示すように、タブ179はキャップ170によって破損されるが、不正開封シール178はハウジング110に残ったままとなる。もし、キャップ170がその後に装置100'に取り付けられたとしても、タブ179とキャップ170との間の破損は明らかであり、このことによって、患者は、装置100'のキャップ170が事前に取り外されたことを確認することができる。